

平成 31(2019)年度栃木県食品衛生監視指導計画実施結果の概要

令和2(2020)年6月

栃木県保健福祉部生活衛生課

食品衛生法及びとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画に基づく「平成 31(2019)年度栃木県食品衛生監視指導計画」の実施結果の概要をお知らせします。

監視指導の実施

■ 営業施設への立入検査

食品等営業施設に対し、14,564 件の立入検査を行い、必要に応じて指導・助言を実施しました。この立入検査により発見された違反は 102 件で、これらに対する改善指導を実施しました。

➤ 重点監視指導事項

感染力の強いノロウイルスによる食中毒の予防対策として、食品等事業者に対して食品等の衛生的な取扱い等について重点的に指導を行ったほか、「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」を定め、ノロウイルス食中毒の多発が予想された時点で「特別警戒情報」の発信を行い、啓発活動に取り組みました。

また、HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理は、令和2年度から国において制度化されるため、食品等事業者を対象とした HACCP サポートセミナー(参加型講習会)等を開催し、積極的な啓発・助言を行いました。

■ 食品等の検査

県内で製造、流通している食品を対象に計 3,504 検体の試験検査を行いました。食品衛生法で定める規格基準の違反が 12 件(野菜からの残留農薬基準違反等)あり、衛生規範に対する不適合が 32 件(主に洋生菓子などからの細菌数超過等)ありました。これらの違反等の再発防止のため、営業者に対し必要な改善指導等を行いました。

また、食品中の放射性セシウムについての検査を 184 検体行いましたが、基準値を超えたものはありませんでした。

■ 食品等の一斉取締り

細菌性食中毒が多発する夏期(7、8 月)、多種類の食品が短期間に大量に流通する年末(12 月)の時期に、一斉監視指導を実施しました。(夏期:3,014 件、年末:1,624 件)

食中毒等の健康危害発生時の対応

◇ 各健康福祉センターが受理した食中毒を疑う情報は 65 件ありましたが、関係する食品営業施設等に対し調査を行った結果、県内で食中毒と断定した事例はありませんでした。

情報共有、食品衛生に係る人材の養成・資質の向上

- ◇ 食品関係従事者等を対象に衛生講習会等を 158 回開催し、10,471 名が参加しました。
- ◇ 消費者等を対象とした食中毒予防の講習会や県政出前講座、消費者の正しい理解の促進と意見交換の推進のための「食の安全に係るリスクコミュニケーション」等を 53 回実施し、2,206 名が参加しました。
- ◇ 食品事業者の HACCP に対する取組を支援する人材の資質向上を目的として「HACCP アドバイザーフォローアップ研修会」を開催しました。

